

## 様式第3号

## 議事録

会議名 (付属機関等名)		川西市国民健康保険運営協議会(令和7年度 第2回)		
事務局(担当課)		健康医療部 国民健康保険課		
開催日時		令和7年12月23日(火) 午後1時30分～午後2時31分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	<p><b>出席</b> 神田委員、青山委員、徳田委員、竹腰委員、織田委員、渡邊委員</p> <p><b>ウェブ出席</b> 田上委員、樋口委員、河野委員</p>		
	その他			
	事務局	健康医療部 松本部長、綿越副部長 国民健康保険課 西村課長、下久保主査、福原主査 保険収納課 増井課長		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		別添会議要旨のとおり		
会議結果		別添会議要旨のとおり		

## 令和7年度第2回 川西市国民健康保険運営協議会 会議要旨

1. 開会
2. 会長の選出
3. 確認委員の選出
4. 議事
  - (1)
    - ・令和8年度の国民健康保険税率設定について（仮係数に基づく納付金及び標準保険料率等）
    - ・国民健康保険税条例減免の期間及び財源について（R8年度受付分）

委員：資料1左下段の表〔令和7年度と8年度の比較〕と〔現行税率との比較〕の「R7年度②」の値と「現行税率」の数値が違うのはなぜか。

事務局：「現行税率」は令和5年度から据え置いている現行の川西市の税率。「R7年度②」は県が提示する納付金額を市が納めるために、県から計算の上示された標準保険料率。現在この標準保険料率を、9年度に向けて県内全ての市町で統一しようという動き。

委員：資料1右中段の表、〔基金残高見込〕の基金積立金、歳入歳出差引額、基金残高の3段の計算の仕組みについて知りたい。

事務局：令和6年度末実績の基金残高11億4,611万4千円に、7年度の積立金4,174万円をプラスし、下段の歳入歳出差引額をマイナスすると、7年度見込みの基金残高、10億9,002万7千円になる計算。同じく8年度の見込みについても、10億9,002万7千円に、8年度見込みの基金積立金270万8千円をプラスして、下段の歳入歳出差引額の1億8,741万6千円を差し引いた合計金額が9億531万9千円になる。

委員：資料1の「一人当たり納付金」という言葉が何を意味するのかがよく分からない。国民保険税と納付金額の関係性を資料1右中段【財政収支推計及び基金残高見込】の表で、説明できるのであれば説明してほしい。

事務局：まず納付金について説明すると、県が県全体の給付費を賄うために必要な納付金を各市町村に割り振り、市は県が示された納付金を納めるために歳入として補助金をもらっている。【財政収支推計及び基金残高見込】の表で言うと県支出金などに当たり、それを除いた額を保険税として市民から徴収しているような形となる。しかし、金額は必ずしも一致する訳ではない。資料に記載の令和6～8年度は、川西市の場合は、県が示した標準保険料率ではなく、あえて赤字を前提に税率を据え置いていることが数字の差として大きく出ている。また、一人当たり納付金については、県が納付金算定に使っている被保険者数は資料1右上の表【被保険者数と一人当たり納付金額の実績と今後の見込】に記載の市が見込んだ4月～3月平均被保険者数ではなく、県が見込んだ被保険者数を採用しているため差が出ている。

委員：資料1右「2.財政収支などの状況」の数値は市の値ということで間違いないか。

事務局：そのとおり。市の実績値や見込値となっている。

委員：子ども・子育て支援金制度が令和8年度から開始するとのことだが、資料1左上表【兵庫県全体の状況】の1人当たり納付金（子ども分）と、左下表【川西の状況】1人当たり納付金（子ども分）で120円程差があるのはなぜか。

事務局：納付金は、各市町村の所得も加味した上で決まる。所得の低い方が多い市町よりも、所得の多い方が多い市町の方が、県全体の1人当たり納付金よりも多くなる状況。被保険者数や所得水準で納付金は決まるので、その差ということ。

委員：所得割分は違うことは分かったが、均等割などは県内同じか。

事務局：均等割・平等割についても今現在は各市異なる。令和9年度からは、標準保険料率として所得割も含めて統一される。

委員：資料2の条例減免については、令和9年度から移行するのか。

事務局：そのとおり。令和9年度から、県統一基準で条例減免を実施する。8年度に受け付けた減免については、現行の市独自の減免基準で受け付けたものになるので、8年度の2年目の減免を9年度に続ける場合は、財源として300万円ほど必要になる。

委員：財源は一般会計と基金のどちらとなるか。

事務局：令和8年度の減額に係る部分は、一般会計からの繰入れ対応となるが、9年度の2年目の分の財源がない状態。市としては、基金を活用したいと考えている。

委員：資料2の「2.概要」の減免一覧について、現在、減免期間が最大2年度間（最大24か月）とのことだが、期間を超えて支払いが困難であれば減免するなどのフォローも大切かと思う。

事務局：個々の事情によって必要な減免の期間は異なってくるとは思うが、令和9年度以降の県統一基準では最大12か月となるため、8年度に受け付けしたものだけ個々の事情に応じて3年目以降も減免を延長することは、公平性の観点から考えていない。

委員：財源のこともあるし、公平性ということについては理解した。しかし、一般的なことを言うと物価高の状況等もあるので、別の形で柔軟な対応をお願いをしたい。

事務局：物価高騰は市民全体としての問題。現在、国からの経済対策の補助金で、市でも様々なところで支援をしていく動きがある。そこで埋めていく形になろうかと思う。

委員：条例減免について、例えば生活保護になったが、それ以後 2 年間 24 か月は減免するが 25 か月目からは減免出来ないという意味か。

事務局：実際に生活保護を受けている方は、国保ではなく生活保護から医療の給付を受けることになる。それに準じるような世帯の方は最大 24 か月減免を実施している。

委員：県統一で示された最大 12 か月と市の最大 24 か月はどういう関係にあると解釈すればよいか。

事務局：例えば、特例に当たる解雇等で会社をやめて国保に加入した非自発的失業の方は、法定で定められていて、川西市の条例減免はそれに準じるような形で期間に区切りをつけている。県下各市町でそれぞれ条例減免の基準があり、減免期間も各市異なる状況。それを標準保険料率統一に合わせて県で基準を統一する際に、最大 12 か月が妥当であるとして、現在令和 9 年度に向けて協議を進めている状況。

## （2）その他

事務局：今後の運営協議会について、県から本係数に基づく納付金額が 1 月初旬に提示される予定であるため、1 月 23 日(金)に運営協議会第 3 回目を開催する。

委員：運営協議会のスケジュールについて、年間まとめて当初に日程を確定するのはどうか。また、傍聴者に対し議事録には載せないとしても、一言いただくのはどうか。

事務局：スケジュールについては、次年度事務局で検討する。会議の発言については、基本的にこの審議会で定められている委員のみの発言となる。委員同士で忌憚のない意見をちょうだいし、それを答申という形で事務局にお返しいただく形が通常だと判断している。

委員：事務局では WEB 音声や画像は確認しているか。今回、音声抜けがあり聞こえにくい部分があった。事務局側も音声が届いているかを確認できるシステムがあればいい。

事務局：次回以降音声が届いているかを事務局でも確認しながら、会議を進められるようにする。